



～18歳からの「君ならどうする?」～
若年者のための消費生活サポート情報



第4号
2021. 8. 25

借家・賃貸アパート等の 退去トラブルにご注意!

事例

賃貸アパートの結露が酷く、管理会社に窓と窓下の壁と床が拭いても水浸しになることを伝えていたが、何もしてもらえなかったため退去した。
退去時には管理会社から特に指摘がなかったが、後日、**原状回復費用として多額の請求書が届いて困っている。** (20代女性)



©KANAGAWA2013

一言アドバイス



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえこさん」

- 契約前に契約書を読み、ハウスクリーニング等の費用負担など、退去時の特約等を確認しておきましょう。
- 入退去時は、ドア、窓、壁、床、天井、水回りなどの部屋の現状について必ず貸主側と一緒に確認し、気になる点は写真などを残しておきましょう。
- 修繕費用を請求された場合は内容をよく確認し、国土交通省の「**原状回復をめぐるトラブルとガイドライン**」も参考に、納得できない点について貸主側に十分な説明を求めましょう。

○サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう!
北海道立消費生活センター 受付時間 平日/午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン※ ☎ 188 (「嫌や!」泣き寝入り)

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」

